

東松島市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第4回）	平成24年11月19日（月）13:30～14:05
	前回（第3回）	平成24年 9月10日（月）16:20～17:10
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	<p>市街地開発事業</p> <p>東矢本駅北地区土地区画整理事業</p> <p>集団移転促進事業</p> <p>東松島市防災集団移転促進事業（野蒜北部丘陵地区）</p> <p>東松島市防災集団移転促進事業（東矢本駅北地区）</p> <p>東松島市防災集団移転促進事業（矢本西地区）</p> <p>東松島市防災集団移転促進事業（牛網地区）</p> <p>東松島市防災集団移転促進事業（月浜地区）</p> <p>東松島市防災集団移転促進事業（大浜地区）</p> <p>東松島市防災集団移転促進事業（室浜地区）</p> <p>その他施設の整備に関する事業</p> <p>東松島市災害公営住宅整備事業（東矢本駅北地区）</p> <p>東松島市災害公営住宅整備事業（矢本西地区）</p> <p>東松島市災害公営住宅整備事業（月浜地区）</p> <p>東松島市災害公営住宅整備事業（大浜地区）</p> <p>東松島市災害公営住宅整備事業（室浜地区）</p>	
出 席 者	東松島市	復興政策部長 古山 守夫 復興政策部復興政策課長 三浦 薫 復興政策部復興都市計画課長 小林 典明 復興政策部復興都市計画課都市整備班長 五野井 盛夫 復興政策部復興都市計画課都市整備班技術主幹 福島 正博 復興政策部復興都市計画課都市整備班技術主幹 坂口 誠 復興政策部復興都市計画課都市計画班主任 安倍 浩司
	復興庁	宮城復興局政策調査官 藤田 文彦 宮城復興局主査 児玉 昌也
	国土交通省	国土政策局総合計画課（国土管理企画室調査専門官） 鈴木 豪
	東北農政局	農村計画部農村振興課長 清水 一教 農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署長 飯田 裕一
	学識経験者	宮城県林業振興協会常任理事 川村 正司
	宮城県	土木部都市計画課副参事兼課長補佐（総括担当） 鈴木 隆博 土木部復興まちづくり推進室長 金子 潤 土木部技術参事兼建築宅地課長 佐伯 正博 土木部復興住宅整備室技術補佐（総括担当） 千葉 博之

農林水産部農業振興課長 高瀬 修 農林水産部林業振興課技術参事兼課長 佐藤 好昭 震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷 良哉

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課）

- ・出席者紹介：出席者名簿で確認。国土利用・土地利用に関する学識経験者である東北工業大学の稲村先生、林野庁について都合により欠席のため、それぞれの議事の中で県所管課よりその意見の内容について説明する旨を報告。
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

東松島市復興整備協議会規約第7条により、東松島市長代理人の古山復興政策部長が議長となる。

（東松島市復興政策部長 古山）

東松島市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林）

様式第2により説明。

（東松島市復興政策部長 古山）

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

（出席者一同）

意見、質問無し

（東松島市復興政策部長 古山）

今回の東松島市復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画区域の変更について事務局から説明願います。

（東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林）

様式第5及び5-2について説明。

（東松島市復興政策部長 古山）

只今、事務局から説明がありましたが、県林業振興課から補足することはございませんか。

（宮城県農林水産部林業振興課長 佐藤）

補足説明は特にありません。

林野庁へ事前に資料を送付し、「計画に記載された内容に異存がない」の回答を得ていることを説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたと思います。
宮城県林業振興協会の川村様、いかがでしょうか。

(宮城県林業振興協会常務理事 川村)

計画に記載された内容について異存ありません。なお、施工中及び施工後の防災対策に万全を期されるよう要望いたします。

(東松島市復興政策部長 古山)

続いて、東北森林管理局の飯田様、いかがでしょうか。

(宮城北部森林管理署長 飯田)

計画に記載された内容について異存ありません。

(東松島市復興政策部長 古山)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

今回の東松島市復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

変更地域別概要について説明

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、県地域復興支援課から補足することはございませんか。また、東北工業大学の稲村先生への説明状況についても補足願います。

(宮城県復興支援課課長 熊谷)

土地利用基本計画の変更について補足説明。

東北工業大学の稲村先生への説明状況については、事前に説明し「計画に記載された内容に異存はない。要望として、大浜地区は被災地から離れた内陸丘陵地へ移転することから、地区の方々の生活再建に対する配慮をお願いしたい。」との回答を得ている旨を説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたと思います。

国土交通省の鈴木様、いかがでしょうか。

(国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室調査専門官 鈴木)

計画に記載された内容について異存ありません。

(東松島市復興政策部長 古山)

今回の東松島市復興整備計画では東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項、第5条第1項の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

様式第8により説明

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

ただいまご説明のありました東松島市復興整備計画に記載された土地利用方針については異存ありません。

(東松島市復興政策部長 古山)

では、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意を頂いたものと致します。

(東松島市復興政策部長 古山)

今回の東松島市復興整備計画では東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

様式第10により説明

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、県建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部建築宅地課長 佐伯)

開発許可について補足説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

それでは、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし

(東松島市復興政策部長 古山)

東松島市復興整備計画は、了承いただいたものといたします。

以上で議事を終了いたします。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

○協議結果

- ・集団移転促進事業(牛網地区)、集団移転促進事業(月浜地区)及び災害公営住宅整備事業(月浜地区)、集団移転促進事業(大浜地区)及び災害公営住宅整備事業(大浜地区)、集団移転促進事業(室浜地区)及び災害公営住宅整備事業(室浜地区)の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく地域森林計画区域の変更について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業(牛網地区)、集団移転促進事業(月浜地区)及び災害公営住宅整備事業(月浜地区)、集団移転促進事業(大浜地区)及び災害公営住宅整備事業(大浜地区)、集団移転促進事業(室浜地区)及び災害公営住宅整備事業(室浜地区)の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく土地利用基本計画の変更について協議会です承された。
- ・市街地開発事業「東矢本駅北地区土地区画整理事業」及び集団移転促進事業(東矢本駅北地区)並びに災害公営住宅整備事業(東矢本駅北地区)、集団移転促進事業(矢本西地区)及び災害公営住宅整備事業(矢本西地区)、集団移転促進事業(月浜地区)及び災害公営住宅整備事業(月浜地区)、集団移転促進事業(大浜地区)及び災害公営住宅整備事業(大浜地区)、集団移転促進事業(室浜地区)及び災害公営住宅整備事業(室浜地区)の区域にかかる土地利用方針について東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- ・集団移転促進事業(矢本西地区)及び災害公営住宅整備事業(矢本西地区)、集団移転促進事業(牛網地区)の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく都市計画法第29条の開発許可について協議会です承された。